



Faint, illegible text visible on the left page, possibly bleed-through from the reverse side.



— —

為堯愚言卷之十六

三事第台下

逸民厚生下

伊賀小臣振由辟國謹上疏

漢土乃聖王堯舜を始めて後歷の天下を治め玉ひし道を祖述憲章して
 書史を以て誦讀し上は君上に告げ下は萬民に教へ國家の政事を務むる
 者を儒者と謂ふ禮に儒は道得民と爲る也禮礼は儒行あり論語に女
 君子儒を爲小人儒と云ふ聖王に儒者之道を稱へて仲尼の道と云ふは儒者
 儒者を孔子より稱ふと云ふは礼也礼に圓れの言頭あり孔子は儒者ある
 必やう然るを儒は孔子より稱ふ家に自御學を禮說教礼學用礼令用之
 吾は自ら又自ら自衛及魯衛は禮の各は之を臣之稱に謂ふに圓れは肝
 以徳は氣と云ふを是は師と云ふは徳たるを儒は是を是と云ふを誦讀



の備生を招き入る國の事案は都下も有る一の品も格乃ををとり大寺也
一國に一の苑の学様を立ちまは古の國也備を廢一國今寺と成るとを
是也古たの國にあつた事也昇殿の官に在る婦也一二村の官にあつた村也
也七川村学に入り中村に古事あり外らた一を費用ははみせしみの利を
汲ぬせらまた入るを以て一むて満一そ衣官の事候の大に意一田園を
附せ給備生を中に力耕しく自づまき一む一耕而且その為とをいふ子好辨
の事行く備生を耕り且為る自れ一耕りん但は田園の世に云はれり其を級
乃法行く事大いあらへて也

又曰備後此を備後候使とる也備後建寧一仕さる者必も之に力候後理
是下候事候ハ言の力を周りと云り昌言あらは不耕行く言は不織する
衣一候理てふにあつた念候のて候也備後之級ハ諸府の史に候一或も衣
書の書寫に在り田園の清祿に出り冬上に云く唐山防犯の武儀を引垂丹子
候の事田を善とる一此の如く此れハをそ氣合く曲原民の事たよりに云りさ
も生活たはる所も古史の史に候ハ福作と成也一

十日兼業此の如く神官を令と之を令一候ハ者には其相または備業成事一
むる一たはまははの世神を令唱も若も強業を令一神官等ハ狭路の元候より
一と神を令と巫祝の元候を創め候ハ國の事を令と出らち一む哀代を是ハ
向後名神官を令の事神官を令と是ハ計り事一と云く是も孔子の事を令と
上下に告ぐめハ彼等も恒を是一神備の民をいなり一を令とはは一と云
ふ時を三十と行く備後神官の二式名を令と是ハ令と令と令と令と令と令と
十一日歸農此の世備者に候ハ此の如く若も一候ハ令と令と令と令と令と
為下是も上はハ備後を令と是ハ令と令と令と令と令と令と令と令と令と

為堯思言卷之十六跋

為堯思言卷之十七

三事第七

遊民厚生

伴賀小臣城內群國群上疏

凡遊民と稱ハ遊惰の謂也此遊於農遊事於齊宣王成ハ遊年遊年力
 遊ハ空職也空者無事也惰ハ不勤也亦方の式也惟今ハ之を乃浪令云
 者の如ク之を採擇ひるを仕官一途を致しハ由農工商賈をたぢく時希せ
 僅ハ者をや也古ハ之を原令之に止る也之のそ家ハ賦役科ト士より強
 たりハ浪人ト其少ハ富令たりトハ之を民の業賦辭まじく止まハ則浪
 人ト名乘ク由農工商賈の本分を以てたる力を授け終社祚慶并目を著せ
 る者あり不務と稱下是皆遊民の存務也此の故也古ハ之を乃浪に所
 辭を立むる務を以てし之あり

三曰不隸は不遊民を徳の官とち社をいふなり下七歳改竅輔の官吏は
武藝師ハ柳生北原書家ハ市右衛門屋敷ハ納戸屋敷者ハ安井及以島之
府直書者ハ笠原守格名と云如く悉く 上條の按察御家人よりその外ハ
武氏天下に亘る程ハ戸籍を立ぬ人の記を授けそ氣味の海島ハ必き此
り多し不を重く我に從と謂はんを分たを退しそ戸籍を不隸不柳
此のそくちまはてそ不の遊式不隸とくこのそく不取の式とちをれく政令
は改りそ年より人未せしと仕進不入り年こに武氏の戸籍減くと市右の戸
籍増とす下

四曰遊居は不遊民の里居也必し市宅をむくは所家の法り武家屋敷の
場こに戸籍も居り(と)地石を借(地子たあく)永くむし一廟より不
一居一あそ家此の利初を教奉行路城其るを教はるしむ屋一又二法

今世武士屋敷とて六所取家存順と申い地をせく人ハ服をを領地也
ら遊交ハ商人浦の者ハ義に因て居るも後心たり去まハ小舟小路の武家も
由遊に利をばく他人(由遊ある者)地を告くハ借とては此の如記取ハ
二法より一武家も地を借せたり許され地をばるせめハ借方の金を除
く遊居人も地子者なり同の市中に居る事を免う武家の所非も自ら
遊門に入ると下遊二法の内孰も亦も居るの法立ハ居く業をばる者ハ亦を
集め此を管を創たり者ハ後と事を教り(む)此の廿五便と記取はす上方
より安んじり(武氏)商人増者ハ社をいふり三言三言にそ書をばるを
與(賣)筆も市門にたり官札をばるに及つれ之も同くち社をいふり
此一安んじり(武氏)商人増者ハ社をいふり三言三言にそ書をばるを
(ぬ)り(上方)送(り)は方(に)く(其)其(書)を(て)る(官)札(取)出(れ)の(し)け(り)と(利)を(ハ

由を糾ゆべし社府に於いては治るるの法一ありしや一ありとを被をばか分
の業あり就しむたし又西武の力に依るるは治るるの法一ありしや一ありとを被をばか分
或る浪人の多くおくれたし一は上七のをさく下七の西武を好し一ありしや一ありとを被をばか分
たれどくを多しを必しとておれとあり盜賊五虎の凶刃は治るるをさく下七の西武を好し一ありしや一ありとを被をばか分
善治ちるるを古人よりありしや一ありしや一ありとを被をばか分
をさく下七のをさく下七の西武を好し一ありしや一ありとを被をばか分
也之に治るるに似ては兵卒を以て治るるをさく下七の西武を好し一ありしや一ありとを被をばか分
下七の西武を好し一ありしや一ありとを被をばか分
實に指圖ありしや一ありしや一ありとを被をばか分
の西武方に明りしや一ありしや一ありとを被をばか分
胡の源を治るるに似ては兵卒を以て治るるをさく下七の西武を好し一ありしや一ありとを被をばか分

ふ故老とて何れも不徒然と謂ふ夫浪人実我の如く劫賊皆定
治るるに似ては兵卒を以て治るるをさく下七の西武を好し一ありしや一ありとを被をばか分
其定の式とて治るるの法一ありしや一ありとを被をばか分

源が若出積其汁を有は才の恩を即ちと留居一をまは内後をは法を以て
仲山姓をたぬに後代志と定し若子原中偏に中長如く切り其の式土をくま
くちくは格あたるそのゆきにもは後代昔の中家老に切り本陸屋に留居せしめ
用人一人月、そのを平ひくは戸法一四子子自任一切りその若くは代り
在る中、曲居妻を男女をらつれそ各四年に取代は下は代法とをまはする字
石の才上にくは後代昔の分限する者も十人なり也凡は惣祿の法を有祿を二
一、ま一をまはす祀葬喪宮家にあつてを少おのみ母位計に才妻を親
居の給分は生かの用一處て二を宗巨宗祿の分田海並に宛て臣民の賜中
ハじ方の用を削て終り軍用ハ乱さのまはあき後初分のまは宛の由に互々
所謂才上三を一を遺是下一を以下の人給ハ信くまかりか、まはれく数を起
し又信くまかりまはす一、一を祿傳もまはす成てりり或ハ二に一、まかり最も

最中なる者行て宗祿の二分を一を興ふ二宗の一に一人の給分は是らる者
各員を満く一人をばつれ或ハ最上の者を換く下に是れ又二分の一にて
最下一人毎の給分は給分なりと二千分の一二萬分の一にもあふ下は奴
婢の給分最下なる者行て現年一年に一石由の的準とく一人分の多
少に依て推考を何ふ及し法をいふ二石の人ハゆきを云を満くを二十分一を百
石の用人一人宗をを換く一五石の用人一人二十石の給人一人二十石五分の仲並
ハ人是之人のする卒分一也故に後代の祿分三石五十分人給十人なり也する石の分
を二十分一する石の用人一人二十石五分の給人二人十二石五分の仲山姓三人是之人のする
八十分一也故に後代の分回する五人數七人也此等九石なりする石の士にむるをも
宗上の宗祿を祿二十分一を分りし祿解あつて人給ををぬた一は法ハ獨り祿
本才のぬかに法は後代昔の才上り四石五十分大才の素より後代昔の才上り及

この毎年月日の名をゆく昔海一つ虫の己人梅のうを唐に去まいて下にぬ婢銀
正のそを信のやむを要法とれ己上十うをゆく天下のぬ婢を問民女ぬ婢曹に
薬枯しく原生一むりぬ婢も法外の金利ちれ一因く自れそ人女を城一てきたに
福轉正のちくハ誰令せむ此古一の歸あ牙命親を仕あれとちう曲居村の甲かた
そ地既願之ぬ婢とちるハ極前官曹に令他あ一復使せりまんうハ如うんぬい
心く播教警世せんといく自ら司物民た下にそくぬ婢にまはるそ
一死ハ大なる初陽とちる也一

為亮息言卷之十八終



